

南部地域ツキノワグマ生息状況調査業務実施要領

1 目的

本業務は、府における特定鳥獣管理計画の資料とするため、府南部地域におけるツキノワグマの生息状況の把握等を行う。

2 実施者

本業務は、府が野生鳥獣調査及び解析能力を有する機関に委託して実施するものとする。

3 履行期間 契約日又は契約日の翌日から令和8年9月30日まで

4 業務内容

番号	実施項目	内容等
(1)	生息状況調査	ヘアトラップ及び自動撮影カメラにより府南部地域に出没するツキノワグマの生息状況を調査する。
(2)	遺伝子分析	ヘアトラップにより採取した試料を遺伝分析し、南部に出没する個体のハプロタイプの系統解析を行う。
(3)	報告書作成	調査報告書を作成する。

5 調査内容

(1) 生息状況調査

ア ヘアトラップ調査

府に指定されたエリア内に、合計20基を2箇月間設置する。

見回りは2週間間隔、計6回実施し、見回り時に体毛の採取およびトラップのメンテナンスを行う。最後の見回り時に、トラップの撤収を行う。体毛の採取はピンセットで行い、有刺鉄線の1棘に付着した体毛を1試料とする。採取した体毛は紙封筒等に保管し、分析までは乾燥した状態で保存する（遺伝子分析を実施するまで長時間保存する場合は、冷凍保存する）。有刺鉄線に残存した体毛はライター等を用いて都度焼却する。調査の実施にあたっては、地元説明用資料を府と内容を協議の上作成する。

イ 自動撮影カメラによる調査

ヘアトラップ1基につき1台ずつ計20台をトラップが写る位置に設置し、加えてカメラのみ15台を府に指定されたエリア内に設置する。カメラの設置期間は3箇月間とし、期間終了後回収し、ツキノワグマが撮影された箇所毎に画像を取りまとめる。

(2) 遺伝子分析

ヘアトラップ調査により採取された各試料の毛根部の有無を確認する。遺伝子分析の結果が得られると判断された試料について、DNAを抽出・増幅、遺伝子型判別（個体識別）を行い、当該個体がどの地域個体群に属するかを明らかにする。

(3) 調査報告書作成

調査結果を集約の上、報告書を作成し、A4版冊子1部及び電子データにより提出すること。

6 報 告

本業務の委託を受けたものは、着手届（第1号様式）を契約日又はその翌日に提出し業務を実施するものとする。

業務着手後は、調査主任届（第2号様式）を遅滞なく知事に提出することとする。

また、受託者は、業務が完了した時は、調査結果を集約の上、調査報告書を作成し、業務完了報告書（第3号様式）とともに、令和8年9月30日までに提出することとする。

なお、その内容については、事前に京都府農林水産部農村振興課と協議するものとする。

7 提出先

各様式の提出及び報告先は京都府農林水産部農村振興課とする。